

2023年6月号

ビジネスと人権：「人権×国際通商法：経済制裁・輸出入管理」

- I. はじめに
- II. 通商規制と人権の交錯
- III. UFLPA に関する直近の動向
- IV. EU 強制労働産品流通禁止規則案について
- V. 日本における人権侵害を理由とする
輸出管理に関する近時の状況
- VI. おわりに

森・濱田松本法律事務所
弁護士 梅津 英明
TEL. 03 6212 8347
hideaki.umetsu@mhm-global.com
弁護士 筑井 翔太
TEL. 03 6212 8394
shota.tsukui@mhm-global.com
弁護士 木内 遼
TEL. 03 5293 4849
ryo.kiuchi@mhm-global.com
弁護士 高津 洸至
TEL. 03 6266 8525
koshi.takatsu@mhm-global.com

I. はじめに

2011年に国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下「指導原則」といいます。）が策定されて以降、近時、欧米諸国や一部新興国の政府・企業を中心に、日本におけるビジネスと人権に関する取組みが活発になっています。日本政府は、2022年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（以下「日本政府ガイドライン」といいます。）を策定し、2023年4月には、経済産業省が「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」を公表しました。

このような状況においては、これまで「ビジネスと人権」の取組みとの関係が意識されることが多くなかった法分野についても、企業に「ビジネスと人権」に関する取組みを踏まえた対応が求められることが増えると思われれます。弊所では、『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全10回シリーズ）』を実施しており、6月8日に第4回として「人権×国際通商法：経済制裁・輸出入管理」と題するウェビナーを配信しております¹。

本ニュースレターでは、「人権×国際通商法：経済制裁・輸出入管理」をテーマとして、人権を理由とする経済制裁・輸出入規制等に関する動向について、米国・欧州・日本を中心にご紹介いたします。

なお、「人権×国際通商法：経済制裁・輸出入管理」の詳細については、下記の「人権×国際通商法：経済制裁・輸出入管理」のウェビナー（以下「本ウェビナー」といいます。）をご参照ください。

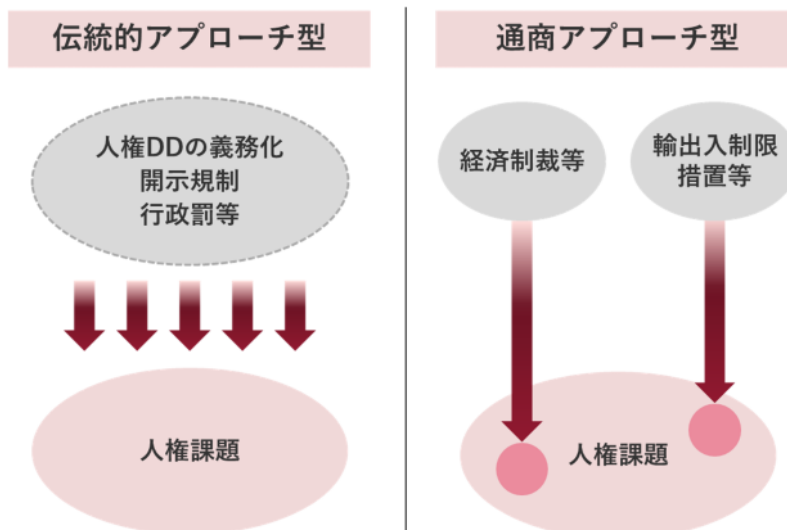
[『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全10回シリーズ）第4回「人権×国際通商法：経済制裁・輸出入管理」』](#)

¹ 人権デュー・ディリジェンスの基礎については、弊所が昨年実施した『2022年人権DD連続ウェビナー』において、詳しく解説しております。こちらも [MHM マイページのアーカイブ](#)からご視聴いただけますので、是非ご参照ください。

II. 通商規制と人権の交錯

現在、人権を巡る立法措置その他の政策等は各国において数多く打ち出されるようになっていますが、大きく分類すると、指導原則等の伝統的な考え方から導かれる立法措置（便宜的に「伝統的アプローチ」）と、地政学リスク・政治的対立等を背景とした国際通商法的な手段を駆使した立法措置（便宜的に「通商アプローチ」）とが混在している状況にあるように思われます。伝統的アプローチは、企業の事業活動全般における人権課題全般の取組みを促し、事業全体の人権状況の改善を目指すものであるのに対し（下記図の左）、通商アプローチは特定の事象・特定の人権課題のみに特化した施策として打たれる傾向にあります（下記図の右）。そのため、人権課題を理由とする施策であるという点では共通するものの、その施策の性質や効果の現れ方は大きく異なります。

【イメージ図】



なお、通商アプローチの輸出入規制の中には、原産品に人権侵害の疑いがある場合等の輸入を制約するような輸入規制と、人権侵害に使われる恐れのある技術等の輸出を制約するような輸出規制が存在します。前者はサプライチェーンの“上流”における人権課題であるのに対し、後者は主に“下流”の顧客等における人権課題であり、それぞれ異なる場所で起きている人権課題に対応する規制であることを意識する必要があります。

III. UFLPA に関する直近の動向

米国で 2022 年 6 月 21 日に施行された、新疆ウイグル自治区で製造等された製品を全て強制労働によって製造等された製品とみなし、米国内への輸入を原則禁止する規制

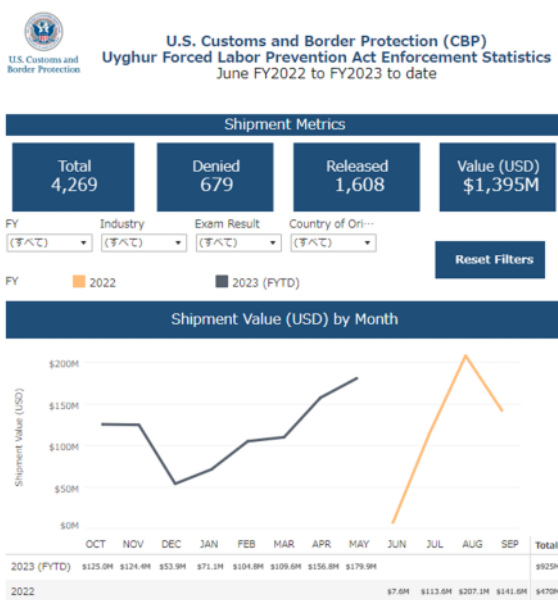
CRISIS MANAGEMENT / Sustainability / INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

であるウイグル強制労働防止法²（以下「UFLPA」といいます。）に関し、米国への輸入品に対する執行状況が米国税関国境警備局（以下「CBP」といいます。）によって2023年3月14日に公表されました。公表データは随時更新されており、2023年6月27日時点において、2023年5月29日時点のデータ（以下「公表データ」といいます。）が公表されています³。

公表データによれば、UFLPA 施行以来審査対象となった4,269件のうち679件について輸入が禁止され、1,608件について輸入が許可されています。明示的な開示はなされていませんが、各種情報によれば、これまでに輸入が許可された製品は、CBPの審査の結果、輸入業者が当該製品には新疆ウイグル自治区原産品が含まれず、新疆ウイグル自治区から強制労働者を自治区政府と協働して募集、移送等している疑いのある団体（エンティティ）により製造等されていないとされた製品であると思われ

れます。また、審査対象件数のうち輸入禁止となった件数の割合は、製品分類別に見るとアパレル製品・履物・繊維製品が42.9%、医薬品・健康・化学製品が41.5%であるのに対し電子製品は1.3%と執行状況に差が見られます。輸出国別に見ると、審査対象となった製品はマレーシア及びベトナムから輸出された製品が金額ベースで中国の7倍以上を占める一方で、輸出禁止となった製品の金額は中国からの製品が最も多くなっています。

さらに、直近の動向として、米国国土安全保障省（以下「DHS」といいます。）は2023年6月12日付で、上記エンティティのリスト（以下「エンティティリスト」といいます。）を更新し、Xinjiang Zhongtai Chemical Co. Ltd.及びNinestar Corporationの2社及びNinestar Corporationの子会社8社をエンティティリストに追加することを公示しました⁴。今回のエンティティリストの更新により掲載企業は22社となっています⁵。DHS



² UFLPA の内容やこれまでの動向については、当事務所の過去のニュースレターでも都度解説をしておりますので、2022年6月20日付「[「ウイグル強制労働防止法の施行に関する最新動向（1）～米国税関国境警備局（CBP）の輸入者向けガイダンス～](#)」、2022年6月27日付「[「ウイグル強制労働防止法の施行に関する最新動向（2）～米国強制労働執行タスクフォース（FLETF）の強制労働品の輸入防止戦略～](#)」、2023年3月8日付「[「ウイグル強制労働防止法の施行に関する最新動向（3）～米国税関国境警備局（CBP）によるFAQ等の公表～](#)」等も合わせてご覧ください。

³ U.S. Customs and Border Protection, [Uyghur Forced Labor Prevention Act Statistics | U.S. Customs and Border Protection \(cbp.gov\)](#) (May 29, 2023)

⁴ Federal Register, [Federal Register :: Notice Regarding the Uyghur Forced Labor Prevention Act Entity List](#) (June 12, 2023)

⁵ Homeland Security, [DHS to Ban Imports from Two Additional PRC-Based Companies as Part of Its Enforcement of the Uyghur Forced Labor Prevention Act \(UFLPA\) | Homeland Security](#) (June 9, 2023), Homeland Security, [UFLPA Entity List | Homeland Security \(dhs.gov\)](#) (June 9, 2023) 更新されたエンティティリストにおいて Ninestar Corporation 及びその子会社8社は1社としてカウントされています。

CRISIS MANAGEMENT / Sustainability / INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

の発表に先立ち、2023年4月11日、中国問題に関する米国連邦議会・行政政府委員会（CECC）は、公表データについて執行状況が議会の意図を反映しているかを評価するためには透明性が十分ではないとする懸念を表明し、エンティティリストの早期の拡大を要求する書簡を発表していました⁶。また、一部報道⁷によれば、米国強制労働執行タスクフォース（以下「FLETF」といいます。）議長のロバート・シルバース氏がさらに多くの企業がリストに追加されるかもしれないと述べたとも報じられており、米国内の輸入業者、ひいてはそれらの輸出を行っている日本企業においては、UFLPAの運用の今後の動向について引き続き注視していく必要があります。

IV. EU 強制労働産品流通禁止規則案について

2021年3月に欧州委員会による天安門事件以来約30年ぶりの対中制裁が採択されるなど、欧州でも人権を理由とする通商施策が打たれるようになってきています。そうした中、2022年9月14日、欧州委員会より Proposal for a regulation on prohibiting products made with forced labour on the Union market（EU 強制労働産品流通禁止規則案）（以下「本規則案」といいます。）が公表されました。

本規則案の目的は、EU市場への強制労働産品の流入の禁止に加えて当該製品のEU域外への流出の禁止にもある点において、輸入規制であるUFLPAと異なるほか、対象製品の範囲もサプライチェーン上で部分的又は全面的に強制労働が用いられた製品と広範に定義されており、UFLPAが対象製品を新疆ウイグル自治区で生産された製品限定としている点も異なります。

本規則案が定める強制労働産品の輸出入の禁止にかかる調査は、大きく①予備調査（4条）、②正式調査（5条）、及び③当局による決定（6条）の3つのステップを経る形で進められるとされています。また、本規則案では、全体にリスクベースアプローチが採用されています。

本規則案が成立した場合、EU域内で事業を展開している企業としては、税関当局等から輸出入製品の生産者やサプライヤー等に関する情報リクエストがなされることが予想されることに加えて、EU域内で事業を展開していない企業であっても、EU域内企業との間で直接的又は間接的に取引関係にある場合等には、取引の相手方から契約等に基づき自社のサプライヤー管理体制を含む情報リクエストされることが想定されることから、今のうちから自社のサプライチェーン上の強制労働の有無の特定・管理・評価を実施しておくことが推奨されます。

本規則案の直近の動き及び今後の見通しに関しては下記表のとおりですが、2023年4月28日、欧州委員会により「Commission Proposal for a Regulation on prohibiting products made with forced labour on the Union market_ The issue of remedies」と題す

⁶ Congressional-Executive Commission on China, [Bipartisan Group of Lawmakers Seeks Answers from Administration About Enforcement of Forced Labor Legislation | Congressional-Executive Commission on China \(cecc.gov\)](https://cecc.gov/) (April 11, 2023)

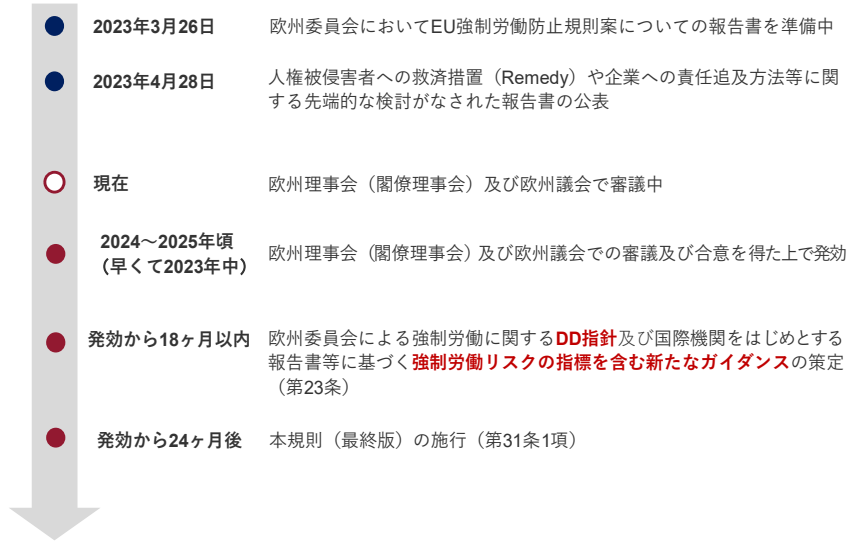
⁷ Bloomberg, [US Expands China Forced-Labor in Xinjiang Embarqo With Ban on Two New Firms](https://www.bloomberg.com/news/articles/2023-06-09-us-expands-china-forced-labor-in-xinjiang-embarqo-with-ban-on-two-new-firms) (June 9, 2023)

CRISIS MANAGEMENT / Sustainability / INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

る報告書が公開されており、人権侵害を受けた者の救済の在り方及び強制労働産品を取り扱った企業の責任追及の具体的な方法等について検討されています。

現在は欧州理事会及び欧州議会での審議がなされていますが、各機関において承認の上、2024年～2025年頃（早ければ本年中）に発効し、発効から18ヶ月以内に欧州委員会によるガイダンスの策定が求められており（23条）、発効から24ヶ月後に本規則案の最終版が施行されることになっています（31条1項）。

直近のアップデート及び今後の見通し



本規則案が輸入・輸出の両方を制約する規制であることや、対象製品の範囲につき国・地域が限定されていないことに鑑みますと、本規則案の施行に伴う日本企業へのインパクトは大きくなることも予想されますので、引き続き発効に至るまでの動向を注視する必要性は高いといえます。

V. 日本における人権侵害を理由とする輸出管理に関する近時の状況

上記のとおり、欧米諸国においては、輸出管理規制の整備・運用が進められています。日本においては、現時点において、人権侵害を理由とする輸出管理規制を明確に規定する法制度はありません⁸。しかし、国際的に人権侵害を理由とした輸出管理規制の整備・運用が進められる中、日本においても徐々に制度整備に向けた動きもみられます。

例えば、輸出管理と人権に関する国際的な枠組みとして、2021年12月10日に、米国を中心として開催された第1回民主主義サミットにおいて、米国、オーストラリア、デンマーク及びノルウェーの4か国が参加する形で、デュアルユース製品が人権侵害に用いられることが無いように有志国が協力するための取り組みとして「輸出管理と人権イニシアチブ」(Export Controls and Human Rights Initiative、ECHRI)が立ち上げられ

⁸ 輸出管理規制の根拠である外国為替及び外国貿易法においても人権侵害や人権の保護を直接的な理由とした規定は存在していません。

ました。日本は当初この枠組みに参加をしていませんでしたが、2023年3月30日に開催された第2回民主主義サミットにおいて公表された輸出管理と人権イニシアチブに関する行動規範(Code of Conduct)⁹には、日本も参加しています^{10,11}。この行動規範は、デュアルユース製品が人権侵害に用いられていることを防止するための政治的コミットメントとして自主的で拘束力のないものではありませんが、有志国における法律等の整備や民間セクターや市民社会メンバーの協議への関与、人権デュー・ディリジェンスの促進等が項目として掲げられています¹²。

その間、自民党政務調査会が2022年6月7日に公表した「外交部会 わが国の人権外交のあり方検討プロジェクトチーム 第三次提言」¹³においても、「人権侵害を理由とした輸出管理」にかかる具体的提言の中で、日本の機微な技術等が外国における重大な人権侵害に用いられることのないよう、国際的な仕組みが作られるよう有志国による議論を主導するとともに、その国内的な実施のための議論を進めるべきであるとされ、また、輸出管理と人権イニシアチブをはじめとした国際的なルール作りへの積極的な参画についても念頭に置くべき事項とされました。

このような日本の動きや、国際的にも人権保護の観点からの輸出管理規制の強化の動きが続いている中で、今後、日本においてもこうした人権侵害を理由とした輸出管理に関する法制度の整備が進められることになるのか、動向に留意が必要です。

VI. おわりに

上記でご紹介した人権を理由とする経済制裁・輸出入管理の制度及び枠組みについては、包括的・統一的な国際ルールが整備されているわけではなく¹⁴、各国地域が独自の法規制を定めるが故に、日々、世界各地で情報がアップデートされる分野です。本ニュースレターも主要な法域の一部の動向の直近の状況の一面をご紹介するものに過ぎませんが、企業の皆様にとって現時点での米国、EU及び日本における人権と国際通商法が交差する場面の枠組みを理解することの一助となれば幸いです。

⁹ <https://www.state.gov/wp-content/uploads/2023/03/230303-Updated-ECHRI-Code-of-Conduct-FINAL.pdf>

¹⁰ 行動規範には、当初輸出管理と人権イニシアチブを立ち上げた4ヶ国の他に日本を含めた20ヶ国が新たに参加し、全部で24ヶ国が参加しています。

¹¹ 2023年5月26日に開催された第2回日米商務・産業パートナーシップ(the Japan-U.S. Commercial and Industrial Partnership, JUCIP)においても輸出管理と人権イニシアチブにおける行動規範と当該イニシアチブに関連する品目の範囲に関する議論の進展について歓迎された上で、日本の経済産業省と米国商務省の間で、関係国との協力による品目特定を含め、貨物や技術が人権侵害に悪用されることを防ぐための取り組みを引き続き前進させていくことが確認されています。

¹² 輸出管理と人権イニシアチブは、今後も年1回以上会議を開催するものとされており、2023年の後半に次回の会議が開催される予定です。

¹³ https://storage.jimin.jp/pdf/news/policy/203822_1.pdf

¹⁴ なお、本ニュースレターにおいては触れていませんが、本ニュースレターで紹介したような人権課題における通商アプローチで採用されている各施策と、自由貿易を原則とするWTO協定等の伝統的な通商法ルールとの整合性に関しては、法的に非常に重要な論点として残されている状態であると言えます。

セミナー情報

- > セミナー [『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全10回シリーズ）第4回「人権×国際通商法：経済制裁・輸出入管理」』](#)
 視聴期間 2023年6月8日（木）～2023年10月31日（火）
 講師 MHM「ビジネスと人権」プラクティスチーム
 講義時間 約30分程度

No.	テーマ（予定）
1.	人権×危機管理
2.	人権×独禁法：公正取引委員会グリーンガイドランスからの示唆
3.	人権×不動産
4.	人権×国際通商法：経済制裁・輸出入管理と人権
5.	人権×訴訟
6.	人権×株主アクティビズム
7.	人権×ファイナンス
8.	人権×ディスクロージャー
9.	人権×M&A①：責任ある撤退、M&Aにおける“強化された人権DD”
10.	人権×M&A②：M&A DDにおける人権の観点

（当事務所に関するお問い合わせ）
 森・濱田松本法律事務所 広報担当
 mhm_info@mhm-global.com
 03-6212-8330
 www.mhmjapan.com